

総社市告示第22号

総社市市民後見人養成事業実施要綱（平成25年総社市告示第99号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（事業の委託） 第3条 市長は、養成事業の一部又は全部について、適切な事業実施が確保できると認められる法人等に<u>予算の範囲内で委託し実施できるものとする。</u></p> <p>（受講者） 第5条 略 2 市長は、前項に該当する者から養成研修受講の申請があった場合は、申請者のうちから<u>適当と認められる者</u>を選考し、受講者として決定する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 この<u>告示</u>の施行の日の前日において、現に総社市市民後見人養成事業実施要領の規定による市民後見人養成研修を受講している者については、この<u>告示</u>の規定による市民後見人養成研修の受講者とみなす。</p>	<p>（事業の委託） 第3条 市長は、養成事業の一部又は全部について、適切な事業実施が確保できると認められる法人等に<u>委託して実施できるものとする。</u></p> <p>（受講者） 第5条 略 2 市長は、前項に該当する者から養成研修受講の申請があった場合は、申請者のうちから<u>適当と認められる者</u>を<u>予算の範囲内</u>で選考し、受講者として決定する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 この<u>要綱</u>の施行の日の前日において、現に総社市市民後見人養成事業実施要領の規定による市民後見人養成研修を受講している者については、この<u>要綱</u>の規定による市民後見人養成研修の受講者とみなす。</p>

附 則
この告示は、公布の日から施行する。